

k特定非営利活動法人 OASIS RAY 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 OASIS RAY という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都足立区梅島2丁目14番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、誰もが安心して暮らせる地域社会をめざして、

- ① 日日増大する一人暮らし高齢者等を見守り、地域から孤立しがちな人々の孤独死や無縁死の予防を図ることとともに、
- ② 日雇労働者・ホームレス・ホームレスになることを余儀なくされるおそれのある者等がホームレスにならないよう、関係機関や国内外の支援団体と連携しつつ自立に向かうように支える。
- ③ 社会的に弱い立場にある個人及びそれらを支援する非営利団体に対して、食料品等の無償提供より、要支援生活者の生活向上に図るとともに資源の有効活用を促進し、豊かな社会の実現に寄与する。
- ④ それら事業を通じて参加者一人ひとりが生甲斐を見出し、心身ともに健康で生き生きと活躍する社会の実現を志すにより広く社会公益に寄与することを目的とする

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① アージョアーサロン（地域ふれあい会事業）
 - ② ~~外国人認知症高齢者母国語通訳サービス事業~~

- ② 外国人認知症高齢者母国語通訳サービス事業
- ③ ホームレス等の就労継続支援事業
- ④ 地域のケア力向上を目的とする団体との情報交換及びネットワークの構築事業
- ⑤ 社会的に弱者である個人及びその支援団体等に対し、事業者から回収した余剰食品等の提供事業
- ⑥ その他目的を達成するための必要な事業

(2) その他の事業

- ① 寄付された品物を販売する事業
- ② ホームページや機関誌への広告掲載事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理

事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 このほうじんに、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の職務及び監事の解任
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき、
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的な方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電子的表決者にあっては、その旨を付

記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う收支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及びその他の事業所の所在地（所轄庁の変更を除くもの）
- (2) 資産移管する事項
- (3) 広告の方法

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない
(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雜 則

(細 則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長 李 水 元

副理事長 藤 村 富士夫

理 事 李 大 根

同 金 大 春

監 事 松 倉 達 夫

同 森 下 洋

- 3 この法人の設立当初の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2012年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2012年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 0円

正会員会費 12,000円（1年間分）

(2) 賛助会員入会金 個人、団体、0円

賛助会員会費 個人 1口 1,000円 1口以上（1年間）

団体 1口 10,000円 1口以上（1年間）

2026年度

事業計畫

特定非営利活動法人 OASIS RAY

1 事業実施の方針

今年度は、当団体の基本的理念である弱者救済をもって行っている、ホームレスの自立支援に加え、生活困窮者に対する食品等の提供による生活支援事業、いわゆるフードバンク事業を新規事業として行うこととする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 15,760】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
③ホームレス等の就労継続支援事業	路上生活者等に対し、定期的に炊出しと共に人生講話を実施する。	毎週月・土曜日実施	主に上野公園	平均 10名	東京都内に住む路上生活者	100人から200人	1,000
③ホームレス等の就労継続支援事業	路上生活者に対する、衣食住の提供による自立支援と共に人生講話を実施する。	毎 日	トボス自立支援センター	平均 5名	自立支援を必要とする社会的弱者	13名	12,000
③ホームレス等の就労継続支援事業	中国・韓国からの訪問者を助け、国際的な親睦を図る。	毎 日	自立支援施設	1名	日本永住者	1名	1,000
⑤社会的に弱者である個人及びその支援団体等に対し、事業者から回収した余剰食品等の提供事業	社会的に弱い立場にある個人及びそれらを支援する非営利団体に対して、食料品等の無償提供により、要支援生活者の生活向上に図るとともに資源の有効活用を促進し、豊かな社会の実現に寄与する。	随 時	事業事務所	5名	食料等の支援を必要とする社会的弱者	10団体 30家族	100

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
①寄付された品物を販売する事業	寄付された物品を販売し、活動費に充当する。	1か月に1度程度	事業事務所	5名	0

2027年度

事業計画書

特定非営利活動法人 OASIS RAY

1 事業実施の方針

今年度は前年度同様、当団体の基本的理念である弱者救済により、ホームレスの自立支援及び生活困窮者に対する生活支援事業（フードバンク事業）を2本の柱として事業の推進を行ふこととする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 16,114】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
③ホームレス等の就労継続支援事業	路上生活者等に対し、定期的に炊出しと共に人生講話を実施する。	毎週月・土曜日実施	主に上野公園	平均 10名	東京都内に住む路上生活者	100人から200人	1,200
③ホームレス等の就労継続支援事業	路上生活者に対する、衣食住の提供による自立支援と共に人生講話を実施する。	毎 日	トボス自立支援センター	平均 5名	自立支援を必要とする社会的弱者	13名	13,000
③ホームレス等の就労継続支援事業	中国・韓国からの訪問者を助け、国際的な親睦を図る。	毎 日	自立支援施設	1名	日本永住者	1名	1,000
⑤社会的に弱者である個人及びその支援団体等に対し、事業者から回収した余剰食品等の提供事業	社会的に弱い立場にある個人及びそれらを支援する非営利団体に対して、食料品等の無償提供により、要支援生活者の生活向上に図るとともに資源の有効活用を促進し、豊かな社会の実現に寄与する。	随 時	事業事務所	5名	食料等の支援を必要とする社会的弱者	10団体 30家族	200

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
①寄付された品物を販売する事業	寄付された物品を販売し、活動費に充当する。	1か月に1度程度	事業事務所	5名	0

2026年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 OASIS RAY

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(A) 経常収益					
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費					
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	2,790,000 2,790,000	2,790,000 2,790,000			2,790,000 2,790,000
3 受取助成金等 受取補助金					
4 事業収益 ホームレス等の就労継続支援事業 寄付された品物を販売する事業 事業収益 事業収益	14,200,000 14,200,000	14,200,000 14,200,000	100,000 100,000	100,000 100,000	14,300,000 100,000
5 その他の収益 受取利息	600 600	600 600			600 600
経常収益計	16,990,600	16,990,600	100,000	100,000	17,090,600
(B) 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費	5,460,000 1,860,000 3,600,000	5,460,000 1,860,000 3,600,000			5,460,000 1,860,000 3,600,000
(2) その他経費 会議費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 時代家賃 旅費交通費 雑費	10,300,000 100,000 2,200,000 1,600,000 80,000 5,920,000 50,000 350,000	10,300,000 100,000 2,200,000 1,600,000 80,000 5,920,000 50,000 350,000			10,300,000 100,000 2,200,000 1,600,000 80,000 5,920,000 50,000 350,000
事業費計	15,760,000	15,760,000			15,760,000
2 管理費					
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費	0	0			0
(2) その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 支払手数料 旅費交通費 車両費 租税公課 その他経費	650,000 50,000 0 30,000 80,000 0 220,000 80,000 190,000	650,000 50,000 0 30,000 80,000 0 220,000 80,000 190,000	0	0	650,000 50,000 0 30,000 80,000 0 220,000 80,000 190,000
管理費計	650,000	650,000	0	0	650,000
経常費用計	16,410,000	16,410,000	0	0	16,410,000
当期経常増減額【A】-【B】-①	580,600	580,600	100,000	100,000	680,600
(C) 経常外収益	0	0	0	0	0
固定資産売却益 過年度損益修正益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(D) 経常外費用	0	0	0	0	0
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額【C】-【D】-②	0	0	0	0	0
経常区分無替額-③	100,000	100,000	-100,000	-100,000	0
当期正味財産額①+②+③-④	680,600	680,600	0	0	680,600
法人税、住民税及び事業税-⑤					
前期繰越正味財産額-⑥					
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥	680,600	680,600	0	0	680,600

設立・定款変更用

2027年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 OASIS RAY

(単位：円)

a

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(A) 総 収 益					
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費					
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	2,800,000 2,800,000	2,800,000 2,800,000			
3 受取助成金等 受取補助金					
4 事業収益 ホームレス等の就労継続支援事業 寄付された品物を販売する事業 事業収益 事業収益	13,900,000 13,900,000	13,900,000 13,900,000	100,000 100,000	100,000 100,000	14,000,000 100,000
5 その他の収益 受取利息	600 600	600 600			600 600
総 収 益 計	16,700,600	16,700,600	100,000	100,000	16,800,600
(B) 総 費 用					
1 事業費					
(1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費	5,600,000 2,000,000 3,600,000	5,600,000 2,000,000 3,600,000			5,600,000 2,000,000 3,600,000
(2) その他経費 会議費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 時代家賃 旅費交通費 雜費	10,514,000 100,000 2,300,000 1,600,000 80,000 6,084,000 50,000 300,000	10,514,000 100,000 2,300,000 1,600,000 80,000 6,084,000 50,000 300,000			10,514,000 100,000 2,300,000 1,600,000 80,000 6,084,000 50,000 300,000
事業費計	16,114,000	16,114,000			16,114,000
2 管理費					
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費	0	0			0
(2) その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 支払手数料 旅費交通費 車両費 租税公課 その他経費	680,000 100,000 30,000 80,000 220,000 50,000 200,000	680,000 100,000 30,000 80,000 220,000 50,000 200,000			680,000 100,000 30,000 80,000 220,000 50,000 200,000
管理費計	680,000	680,000			680,000
総 管理費 計	16,794,000	16,794,000			16,794,000
当期 総 増 減 額 [A] - [B] ... ①	-93,400	-93,400	100,000	100,000	6,600
(C) 総 外 収 益	0	0	0	0	0
固定資産売却益 過年度損益修正益					
総 外 収 益 計	0	0	0	0	0
(D) 総 外 費 用	0	0	0	0	0
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損					
総 外 費 用 計	0	0	0	0	0
当期 総 外 増 減 額 [C] - [D] ... ②	0	0	0	0	0
総 区 分 増 減 額 ... ③	100,000	100,000	-100,000	-100,000	0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 額 ①+②+③-④	6,600	6,600	0	0	6,600
法人税、住民税及び事業税 ... ⑤					
前期繰越正味財産額 ... ⑥					
次 期 総 正 味 財 産 額 ④-⑤+⑥	6,600	6,600	0	0	6,600